

第 16 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 10 月 28 日)

1. 開催日時 令和3年10月28日（金）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	井 本 みつよ	3	松 田 宗 史
4	牧 野 博 文	5	緒 方 武 彦	6	林 早 苗
7	松 田 純 二	8	大 戸 孝 一	9	高 橋 正 二
10	安 藤 重 徳	11	矢 野 光 一	12	星 川 千鶴代
13		14	松 下 康 廣	15	菊 池 光 雄
16	花 畑 志良一	17	片 伯 部 芳 徳	18	原 田 博 史
19					

4. 欠席委員 2 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 1 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 幸 元	2		3	久 富 喜 良
4	梅 田 稔 夫	5	遠 田 祐 星	6	黒 田 啓 睦
7	山 田 博 敏	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	甲 斐 安太郎
13	高 橋 利喜哉	14	甲 斐 正太郎	15	甲 斐 詳 三
16	木 村 俊 一	17	田 口 誠	18	松 原 学
19	小 野 厚 文	20	矢 野 政 治	21	赤 木 常 信
22	黒 田 五 司	23	甲 斐 信 良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 100 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案第 101 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）
議案第 102 号 農地法第4条の許可申請について
議案第 103 号 農地法第5条の許可申請について
議案第 104 号 非農地証明願いについて

- 報告第 62 号 農地法第5条の届出について
報告第 63 号 農地法第18条第6項の通知について
報告第 64 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 20 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農 地 係 総括主任	永 友 孝 生	農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

議 長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第16回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号7番 松田純二委員と委員番号 12 番 星川千鶴代委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 100 号 農地法第3条所有権の移転についてから議案第 104 号 非農地証明願いについてまでの議案5件、報告案件3件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は、10 月 26 日に開催した「第6回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」について井本委員長に報告していただきます。又、総会の終了後に研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。 それでは、議案第 100 号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員	推進委員の山田です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は大貫町、地目は畑で、面積は 247 m²です。譲渡人は大貫町在住、譲受人は天下町在住の方です。状況は 6,234.52 m²、労力人は1人、理由は経営規模拡大ということです。この土地は道路から外れており、袋小路みたいところで、行くにも大変だということです。また高齢であることも売却する理由となっています。 10 月 26 日に甲斐会長と現地調査をしました。周りは畑で荒地もあります。この土地は現在、何も作っていませんが、土砂を搬入し、整地して果樹園として使うということです。要件としては何も問題無いと思います。皆様のご審議、よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番から4番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。
井 本 委 員	委員番号2番 井本です。整理番号2番、3番、4番についてご説明致します。 整理番号2番、3番、4番とも農地の所在地は北川町川内名瀬口地区です。 10 月 23 日に私と矢野推進委員、譲受人2名で現地調査を致しました。譲渡人については2番と3番は同一人物で平原町在住、4番は北川町川内名在住です。譲受人については2番は北川町川内名在住、3番、4番は同一人物で、出身は北川町ですが、現在は桜ヶ丘在住の方です。 2番は田3筆の計3,226 m²です。この譲受人は以前も調査した方で、何も問題ありませんでした。 3番は畑9筆、計2,505 m²、4番は田2筆の計1,840 m²です。譲受人は新規就農者で、他に山の仕事に従事しています。3番は段々畑で何年も耕作されておらず荒れていましたが、譲受人が少しずつ手を入れており、その後は重機を入れて整地をして、既にオリーブ栽培をするための苗木の注文をしているとのこと。譲受人はオリーブの実が取れるようになったら地元から雇用したいと言っていました。 4番の譲受人は米を作るとのことです。農業に対する意欲は十分であり、特に問題は無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長	次に、整理番号5番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	はい。委員番号9番の高橋です。5番案件について説明致します。所在は片田町、田3筆で合わせて 1,868 m²です。譲渡人、譲受人ともに平原町在住の方で、理由としては経営規模拡大です。 10月23日に譲渡人、譲受人、甲斐(安)推進委員と私と4名で現地調査を致しました。現況は稲が作付けされており、既に刈り取りが終わっていました。十分に管理されていると判断致しました。地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号6番について、委員番号14番 松下康廣委員より説明をお願いします。
松 下 委 員	委員番号14番 松下です。整理番号6番について説明致します。所在は熊野江町、田2筆の計 2,974 m²、譲渡人は南一ヶ岡在住、譲受人は川島町在住の方です。譲受人の経営状況は5,821 m²で、労力は3人、理由は経営規模拡大ということです。 10月23日に甲斐(幸)推進委員、譲受人の代理人の妹さん、私で現地調査を致しました。面的な農地の利用状況等を確認し、地域との調和要件につきましても何も問題無いと判断致しました。 譲渡人は元々、熊野江町出身で、他の農地も所有していますが、貸しており、高齢で農業後継者もおらず、管理もできないため、売買による所有権移転をすることになったようです。譲受人は川島町在住ですが、元々熊野江町出身ということです。約4町の水稲栽培、主に食用米ということで、兼業農家です。申請地2筆のうちの1つ、東九州自動車道近くの農地を借りて水稲栽培をしていたということですが、今回は別に1筆借りて、合わせて2筆、所有権移転を申請しています。 譲受人は熊野江地区の担い手であり、農業に対する理解、意欲とも十分であり、問題は無いと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号7番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願いします。
菊 池 委 員	委員番号15番 菊池です。整理番号7番についてご説明致します。所在地は北方町曾木、畑1筆、面積は496 m²です。譲渡人、譲受人ともに北方町曾木在住の方で、譲受人は高齢ですが、娘婿が退職して今、一生懸命に農業をやっています。 10月25日に甲斐(正)推進委員、譲受人の娘婿の立ち会いのもと現地調査を致しました。地域との調和要件は別に問題ありませんでした。申請地は譲受人の隣接地であり、草が茂って、いつも譲受人が草を刈っていたようです。この際に、ということで申請になったようです。特に問題は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号8番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願いします。
原 田 委 員	委員番号18番 原田です。整理番号8番についてご説明致します。農地の所在は大武町の田4筆、栗野名町の畑2筆、合わせて6筆で計 5,646 m²です。理由は同居している高齢の親から子への贈与ということでした。 10月22日に私と梅田推進委員、譲受人の3人で現地を調査致しました。2つの畑は接続しており、手入れの行き届いた菜園となっておりました。田んぼも自宅のすぐそばの一角にあり、農地の1枚はハウスとして活用されており、残りは稲が栽培されておりました。現在は息子さんが中心で耕作されているということでした。地域との調和要件も問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 1 ページから8ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事 務 局	続きまして議案第 101 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。 はい。それでは議案第 101 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は5ページから 21 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5年間もしくは 10 年間の使用貸借権または賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
久富推進委員	はい。久富推進委員。
久富推進委員	はい。推進委員の久富です。賃借権で無償となっていますが、全部無償ですか。
事 務 局	こちらに関しては沖田のは場整備事業の対象地で、議案上は無償となっていますが、実際は、今まで通りの金納及び物納契約を継続します。 今回、共同減歩前の従前地で利用権設定をするため、協力金対象面積が若干有利になったり、早期に協力金申請が可能となったりとメリットがありますが、一時利用地指定、換地完了の各段階で集積・配分計画の変更が必要となるデメリットもあります。 説明は以上となります。

議 長	他にございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第 102 号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧 野 委 員	委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明致します。所在は小野町、地目は畑、214 m²です。 10 月 25 日に県の担当1人、事務局2人、甲斐(秀)推進委員、私、申請人の代理の方で現地調査を行いました。既に倉庫が建っており、追認という形になっております。地域との調和要件は問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願いします。
高 橋 委 員	委員番号9番の高橋です。整理番号2番について説明致します。所在は石田町、畑5筆で計594.81 m²です。申請人は北海道札幌市在住の方で、理由は一般住宅・倉庫・車庫の建設です。 10 月 25 日に、県の担当者、事務局2名、代理人、甲斐(安)推進委員、私の6名で現地調査を行いました。場所は石田町の木工団地から県道北方土々呂線を小野方面に 600m程進んで道路の左側にあります。昭和 44 年頃に既に転用されており、小径を挟んで左側に2筆、右側に3筆となっております。小径は昭和 44 年頃はやっと人が通れる程度の幅だったそうです。 一般住宅用地としては594.81 m²と、500 m²を超えていますが、一部は家庭菜園として利用されているということで、問題無いと思います。また隣接する境界等も明確であり、追認申請を提出されているとのことで、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 まず整理番号1番については、申請地の南側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、申請地は周辺に家屋が連なり、例外規定である生活上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題無いと判断致しました。 また一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請となっており、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。 次に整理番号2番については、申請地の東側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地は周辺に家屋が連なり、例外規定である

議 長	生活上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。 また一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。
委 員	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。
議 員	異議なし。
議 長	異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。
松田(純)委員	続きまして、議案第 103 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。 委員番号7番 松田です。整理番号1番についてご説明します。農地の所在は佐野町、畑1筆の 456 m²です。譲渡人は鯛名町在住の方で、譲受人は日向市財光寺の方ですが、現在は延岡に住んでいるとのこと。職業は家曳業を営営しており、鉄骨と木材の資材置き場が必要とのこと。 10 月 26 日、私と遠田推進委員、県の担当者、事務局2名、譲受人の代理人である行政書士の方の6人で現地調査を行いました。この土地は整地を行うだけで資材置き場に利用するとのこと。隣接地の境界は測量して明確にしたとのこと。 申請地の隣の方が今まで周りにネットを張ったり、草切り等、管理をしていたそうです。この場所の奥まったところが、イノシシとかシカとかの巣になるようなところなので、隣の方が巣にならないようにと管理していたそうです。隣の方としては資材置き場として管理してもらえれば今後心配も無いとのことでした。周辺農地への営農上の支障は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	委員番号9番 高橋です。整理番号2番についてご説明致します。所在は石田町、田1筆の 532 m²です。譲渡人は伊形町在住、譲受人は野地町在住の方です。理由は駐車場としての利用です。 10 月 25 日、県の担当者、事務局から2名、譲受人、代理人、甲斐(安)推進委員と私と7名で現地調査を行いました。場所は石田町のマンゴー農園から左に 100mくらい行ったところ。ここも既に昭和 50 年頃より埋め立てられて資材置き場として転用されています。北側と西側に住宅があり、南側には畑があります。東側は埋め立てられています。 申請地の現況はブロックで囲まれていて、駐車場として整地されていました。今後、駐車場として使用するというので、周辺に民家があるので、車の出入りには騒音に十分注意するとのことでした。雨水などに関しては、東側と西側に側溝があり、問題無いと判断致しました。更に追認申請も提出されており、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号3番について、委員番号 11 番 矢野光一委員より説明をお願い致します。

矢 野 委 員	委員番号 11 番 矢野です。整理番号3番についてご説明致します。所在は北川町川内名、305 m²の畑1筆です。譲渡人は市で、譲受人は北川町川内名在住の方です。 10 月 26 日に譲受人、市と県の職員、黒田(五)推進委員と私で現地調査を行いました。本件は曾立地区の水害対策工事を進めるにあたって、この方の住居が事業用地内に入るため、住居移転の代替え地としてこの土地を取得し住宅建設を行うことになりました。 この土地を含めこの辺り一帯は、旧北川町が図書館建設のために購入していたもので、現在は何も耕作はされておられません。譲受人は平屋の家を建てるとのことで、近くの農地には影響は無く、近隣住民との問題も無いと思いますので、許可相当と判断致しました。皆様のご審議の程、よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号4番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員	委員番号 15 番 菊池です。整理番号4番について説明致します。所在は北方町角田で畑1筆の 144 m²です。譲渡人、譲受人共に北方町角田在住の方で、理由としては駐車場です。 10 月 25 日に、県の担当者、事務局2名、譲受人、甲斐(正)推進委員、私とで現地調査を行いました。申請地は住宅街の一角で、譲受人が前々から借りて野菜等を作っていたようです。譲受人の家族が増えて駐車場を造らなければならないので、この土地が必要になったそうです。特に問題無いと思いますので、皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号5番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片 伯 部 委 員	委員番号 17 番の片伯部です。整理番号5番について説明致します。所在は長浜町、田1筆で 700 m²です。譲渡人は長浜町在住の方で、譲受人は平原町の株式会社です。 10 月 25 日に県担当者、事務局2名、横山推進委員、私、譲受人側2名の計7名で現地調査を行いました。現地は位置図を見てもらうとわかるように、奥の方にある1筆です。申請地の南側の妙田川沿いの土地は、既に譲受人の会社が所有しており、そこが資材置き場として利用されています。申請地の周りに広がる田んぼの用排水に関してはしっかりされており、埋めることもなく、きれいに利用できるだろうということです。 その土地を資材置き場にするので、土砂を搬入して造成するということでした。横に用水路があるのですが、用水路を埋めないようにしてください、とお願いしておきました。境界から1mくらい空けて造成するので、砂利等は落ちませんということでした。また、埋める際に産業廃棄物などを使わないで下さいとお願いをしたところ、そういうことは絶対にしませんが、確約をされました。現地から見ても上の優良農地には何も支障がないようですので、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 まず整理番号1番について、申請地は山間部に存在する生産性の低い第2種農地となり、付近に3種農地が無い場合など許可となるため、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 次に、整理番号2番については、申請地の北側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地

		の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地は周辺に家屋が連なり、例外規定である業務上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請となっており、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。 整理番号3番につきましては、申請地周辺は住宅地が多く生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、市の事業により移転するもので資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 整理番号4番につきましては、申請地周辺は住宅地に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 最後に、整理番号5番については、文化センター前に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、譲受人は建設不動産管理業で東側隣接地を資材置場として保有しており、今回その拡充を図るものであることから、例外規定である既存施設の拡張に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しております。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
花 畑 委 員		はい。花畑委員。
事 務 局		16 番の花畑です。5番の農地は農振地域ではないのですか。
議	長	5番の農地は農振地域ではありません。区域外です。
花 畑 委 員		よろしいですか。
議	長	はい。わかりました。
片 伯 部 委 員		他にありませんか。
事 務 局		はい。片伯部委員。
		17 番 片伯部です。今回、5番案件を審査して、何ら問題は無かったのですが、この農地の場合、用排水路が隣接して、南側に妙田川が流れており、ここに田んぼの排水が関わってくるのですが、こういう埋め立てをする場合に、上の田んぼや周りの田んぼに迷惑をかけることはもちろん当たり前ののですが、用水の管理をしっかりして埋めるという指導をしてもらえないかなと思います。
		ただ今の件については土地改良区から差し支えないという意見書を頂いております。申請で窓口に来られた際に色々話をするのですが、その時に、今ご指摘いただいたような、用排水路等が周辺にある場合、事務局の方から「土砂の流出とかないように、しっかり対策してください。」ということは話をしております。現地調査等を踏まえて、完了報告等もあるの

議 長	ですが、そのあたり譲受人も気をつけながら対応してもらいたいと思っております。
松原推進委員	はい。松原推進委員。 推進委員の松原です。5番案件についてです。位置図の点線のところが道路だと思うので、ここの農地は、周りを囲むように道路が整備されていると思うのですが。埋め立てをすると道路が使いづらくなるので、道路の付け替え工事を業者をお願いした方がいいのではないのでしょうか。
議 長	はい。片伯部委員お願いします。
片 伯 部 委 員	位置図で点線の道路は市道です。申請地に接するところは草が繁っている荒地です。申請地の南側に位置している道路はしっかりしているのですが、申請地の周りとはつながっておりません。位置図ではつながっておりますが、実際はつながっておりません。出入りしやすいように道路の付け替え工事をすれば使いやすいのですが、実際、それは難しいのではないかと思います。 位置図において申請地と接し点線で表示されている道路については、市道となっております。 また、南側の市道と接続しているようになっていますが、現状は未舗装で草が繁っている状況です。 出入りしやすいように道路の付け替え工事をすれば使いやすいのですが、それは難しいのではないかと思います。
議 長	はい。原田委員。
原 田 委 員	18 番原田です。この辺りは延岡市の土地改良区の管理区域内になっておりまして、片伯部委員が言われたように、こういうところは維持管理上、困るという状況になるわけですが、そのことも含めてお願いしているのですが、申請者の方でやりますということなので、それ以上は私たちも言えません。 また松原推進委員が言われたような道路の付け替え工事は、一帯を開発するということでもなければなかなか業者にお願いできません。地元の農業者、改良区の人たちは草刈などするのですが、なかなかこういうところが負担になるので、片伯部委員の意見も踏まえて今後対応したいと思っています。
議 長	よろしいですか。 他にございませんか。 無いようですので、ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。 続きまして、議案第 104 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願いします。
大 戸 委 員	委員番号8番 大戸です。整理番号1番についてご説明致します。所在は北浦町宮野浦、畑1筆の 190 m²です。申請人は北浦町古江在住の方です。 10 月 23 日に申請人、小野推進委員と私とで現地調査を行いました。松原推進委員は当

	日都合が付かなかったので、後日確認をしています。現地は原野化しており、農地として使用するには困難な土地とされますので、非農地と判断しました。皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願いします。
高 橋 委 員	委員番号9番 高橋です。整理番号2番についてご説明致します。農地の所在は上伊形町、田4筆で合わせて2,038㎡です。申請人は宮崎市内在住の方、申請理由は10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地に該当します。 10月23日に、地権者の代理人と、高橋(利)推進委員、甲斐(安)推進委員と私と4名で現地調査を行いました。申請地はスッポンの養殖をしていたことがありますが、その後は管理されておらず、現在は山林化しております。農地として戻すことは不可能であり、非農地と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。 引き続き、報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。 初めに、報告第62号 農地法第5条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の34ページから35ページに記載しております。全部で13件の届出があり、田が14筆の6,433㎡、畑が5筆の1,177㎡、合計19筆の7,610㎡の転用となっております。 次に、報告第63号 農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の37ページから41ページに記載しております。全部で22件の届出があり、田が65筆の51,947㎡の合意解約となっております。 次に、報告第64号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の43ページに記載しております。全部で3件の届出があり、田が12筆の7,871㎡、畑が1筆の442㎡、合計13筆の8,313㎡となっております。この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。 無いようですので、次に協議第20号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。

事 務 局	それでは、協議第 20 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先 程議案第 101 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の 45 ページの整理番号 1 番から 63 ページの整理番号 226 番まで沖田第一地区 での集積計画となっております。 次に、議案書の 63 ページの整理番号 227 番から 64 ページの整理番号 232 番まで個別 案件での集積計画となっております。 次に、議案書の 65 ページの整理番号 1 番から 6 番まで耕作者変更による集積計画となっ ております。 今回の配分計画では、66 名の出し手から計 238 筆、163,112.3 m²の農地を個人 34 名、1 法人に配分する計画となっています。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 以上を持ちまして第 16 回 定例農業委員会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

7 番 松 田 純 二

12 番 星 川 千 鶴 代